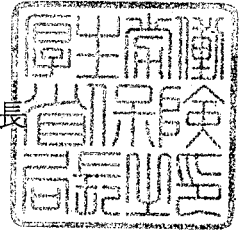


保発第0908007号
平成18年9月8日

日本病院会長 殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

標記について、別添のとおり、社会保険庁運営部長、都道府県知事、健康保険組合理事長及び地方厚生（支）局長あて通知したので、よろしくお取りはか
らい願いたい。

(別 添)

保発第0908003号

平成18年9月8日

社会保険庁運営部長 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第286号。以下「令」という。）が平成18年8月30日に公布されたところであるが、あわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号。以下「規則」という。）が本日公布され、平成18年10月1日から施行されるとともに、「健康保険の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第486号。以下「改正健保告示」という。）、「老人保健の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第487号。以下「改正老健告示」という。）及び「健康保険法施行規則第62条の3第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件」（平成18年厚生労働省告示第488号。以下「新告示」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正及び制定の趣旨並びに内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。なお、今回の取扱いについて、被保険者、保険医療機関、事業主、船舶所有者その他関係機関に対し、周知方特段の御配慮を願いたい。

記

第1 改正及び制定の趣旨並びに主な内容

健康保険法等の一部を改正する法律及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴い、健康保険法（大正11年法律第70

号)等の規定の委任を受けて、災害時の一部負担金等の額の特例に関する事項、生活療養に係る標準負担額、地域型健康保険組合の合併の要件に関する事項、国民健康保険における保険財政共同安定化事業に係る調整交付金の交付額の算定に関する事項等について定めるほか、入院時生活療養費の創設に伴い診療報酬請求書等の様式を改めるなど、関係省令の規定を整備するとともに告示を制定するものである。

第2 改正及び制定の具体的内容

I 健康保険法施行規則の一部改正等（規則第1条関係）

1 一部負担金及び家族療養費の額の特例関係（第56条の2関係）

一部負担金の減免措置等の対象となる者の要件として、健康保険法第75条の2第1項において厚生労働省令で定めることとしている特別の事情について、「被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと」と定めることとしたこと。

2 入院時生活療養費等関係（第62条の2から第62条の4まで及び様式並びに新告示及び改正健保告示関係）

(1) 入院時生活療養費に係る支払や領収証、生活療養標準負担額の減額の認定の申請手続き等について、入院時食事療養費に準じた規定の整備を行うこととしたこと。（第62条の2、第62条の4及び第105条関係）

(2) 生活療養標準負担額の減額対象者として、高額療養費の自己負担限度額が減額される低所得者及び入院医療の必要性の高い患者（病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者）を定めることとしたこと。（第62条の3関係）

また、当該厚生労働大臣が定める者として、療養病棟入院基本料2のうち入院基本料AからCまでを算定する患者、有床診療所療養病床入院基本料2のうち入院基本料AからCまでを算定する患者、回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）を算定する患者、診療所老人医療管理料（1日につき）（14日以内の期間に限る。）を算定する患者及び短期滞在手術基本料2を算定する患者を定めることとしたこと。（新告示関係）

(3) 入院時生活療養費の創設、保険外併用療養費への再編、人工透析患者のうち上位所得者に係る自己負担限度額の見直し等に伴い、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、健康保険検査証、健康保険特定疾病療養受療証等の様式を改める等の規定の整備を行うこととしたこと。（様式関係）

(4) 生活療養を受ける被保険者等が負担すべき生活療養標準負担額は、以下のとおりとしたこと。ただし、1日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、3食に相当する額を限度とすること。（改正健保告示関係）

①入院医療の必要性の高い患者以外の者

区 分		生活療養標準負担額
一般	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院している者	1日につき320円と1食につき460円との合計額
	入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院している者	1日につき320円と1食につき420円との合計額
低所得者 （住民税 非課税）	低所得者Ⅱ	1日につき320円と1食につき210円との合計額
	低所得者Ⅰ （年金収入80万円以下等）	1日につき320円と1食につき130円との合計額

②入院医療の必要性の高い患者

現行の入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額と同額

3 地域型健康保険組合関係（第170条の2関係）

地域型健康保険組合の合併の要件の一つとして、法附則第3条の2第1項第2号において「指定健康保険組合、小規模組合その他事業運営基盤の安定が必要と認められる健康保険組合として厚生労働省令で定めるものを含むこと」とされているところ、「財源率（保険給付に要する保険料率）が千分の九十を超える健康保険組合」を定めることとしたこと。

II 保険医療機関及び保険薬局の指定並び特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正（規則第2条関係）

- (1) 保険医療機関の指定等の申請にあたり、管轄地方社会保険事務局長に提出する申請書の様式を改める等の必要な規定の整備を行うこととしたこと。（様式関係）
- (2) 保険医療機関等が、健康保険法その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられたこと等の事由によって指定等の取消要件に該当した場合には、速やかにその旨及びその年月日を管轄地方社会保険事務局長に届け出ることとしたこと。（第3条及び第9条関係）

III 老人保健法施行規則の一部改正等（規則第3条関係）

- (1) 入院時生活療養費等関係について、Iの2の（1）及び（3）に準じた改正を行うこととしたこと。（第26条の2から第26条の6まで及び様式関係）
- (2) 生活療養を受ける加入者が負担すべき生活療養標準負担額は、以下のとおりとしたこと。ただし、1日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、3食に相当する額を限度とすること。（改正老健告示関係）

①入院医療の必要性の高い患者以外の者

区 分		生活療養標準負担額
一般	入院時生活療養（Ⅰ）を算定する医療機関に入院している者	1日につき320円と1食につき460円との合計額
	入院時生活療養（Ⅱ）を算定する医療機関に入院している者	1日につき320円と1食につき420円との合計額
低所得者 （住民税 非課税）	低所得者Ⅱ	1日につき320円と1食につき210円との合計額
	低所得者Ⅰ② （年金収入80万円以下等）	1日につき320円と1食につき130円との合計額
	低所得者Ⅰ① （老齢福祉年金受給者）	1日につき 0円と1食につき100円との合計額

②入院医療の必要性の高い患者

現行の入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額と同額

Ⅳ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令等の一部改正（規則第7条及び第8条関係）

- 1 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令において、以下の改正等を行うこととしたこと。
 - (1) 平成18年10月より実施する保険財政共同安定化事業の拠出金（被保険者人数割による算定部分）及び交付金の2分の1を調整対象需要額の算定の対象とすること。
 - (2) 公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者について、平成18年度及び平成19年度の保険料所得割額の算定の際に特別控除を適用することに伴い、平成18年度及び平成19年度の調整対象収入額の応能保険料額の算定において、基準総所得金額からも同様にその特別控除額を控除すること。
- 2 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令において、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の会員である市町村が保険医療機関等からの療養の給付に関する費用として連合会に支払うべき額があるときは、当該市町村は、連合会との契約により、各年度毎に、当該支払うべき額並びに当該年度の保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の拠出金の額と当該事業の当該年度の交付金の額とを相殺することができるとする規定を追加する等保険財政共同安定化事業等の運営に必要な規定の整備等を行うこととしたこと。

Ⅴ 保険医療機関及び保険医療養担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則、療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等の一部改正

(規則第14条、第15条及び第17条から第19条まで関係)

- 1 入院時生活療養費の創設、保険外併用療養費への再編に伴い、保険医療機関及び保険医療養担当規則等において、保険医療機関及び保険医等が当該療養を行うに当たり遵守すべき事項について、入院時食事療養費や旧特定療養費に準じて規定することとしたこと。
- 2 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令等において、保険医療機関等が療養に関し費用を請求しようとするときに提出する診療報酬請求書の様式を改める等の必要な規定の整備を行うこととしたこと。

VI その他関係省令の一部改正

国民健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則につき、健康保険法施行規則の改正に準じて、入院時生活療養費に関する事項等について改正を行うとともに、その他関係省令につき、所要の改正を行うこととしたこと。

明治十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働一五七)

〔公告〕

諸事項

官庁

建設業の許可の取消処分関係

裁判所

破産、免責、再生関係

三三

省

令

○厚生労働省令第五十七号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)及び健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十八年政令第二百八十六号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第十条第一項中「第八十六条第十二項及び第十三項並びに」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項及び」に改める。

第三章第一節第一款の款名中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第五十三条第一項中「若しくは診療所(法第八十六条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関(以下単に「特定承認保険医療機関」という)を除く)又は特定承認保険医療機関」を「又は診療所」に、「総称する」を「いう」に、「若しくは特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費」に改める。

第五十六条の次に次の一条を加える。

第五十六条の二 第二項の厚生労働省令で定める特別の事情

(法第七十五条の二 法第七十五条の二 第二項の厚生労働省令で定める特別の事情は、被保険者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこととする。

第五十八条の見出し中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第一号口中「に係る」を削る。

第五十九条の見出し中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第六十条第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第六十一条の見出し中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第一項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第二項第五号及び第三項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第六十二条中「法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所」を「保険医療機関等」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(入院時生活療養費の支払)

第六十二条の二 被保険者が第五十三条第一項の規定により法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所から入院時生活療養費に係る療養を受けた場合においては、法第八十五条の二第五項において準用する法第八十五条第五項の規定により被保険者に支給すべき入院時生活療養費は当該病院又は診療所に対して支払うものとする。

(生活療養標準負担額の減額の対象者)

第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者

二 令第四十三条第一項第一号ニの規定の適用を受ける者

三 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者

二 令第四十三条第一項第一号ニの規定の適用を受ける者

三 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者

二 令第四十三条第一項第一号ニの規定の適用を受ける者

三 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

第六十二条の三 法第八十五条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 令第四十三条第一項第一号ハの規定の適用を受ける者

二 令第四十三条第一項第一号ニの規定の適用を受ける者

三 病状の程度が重篤な者又は常時の若しくは集中的な医学的処置、手術その他の治療を要する者として厚生労働大臣が定める者

(入院時生活療養費に係る領収証)

第六十二条の四 保険医療機関等は、法第八十五条の二第五項において準用する法第八十五条第八項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

第六十三条の見出し中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条中「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「第八十六条第三項」を「第八十六条第四項において準用する法第八十五条第五項」に改める。

第六十四条の見出し中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条中「特定承認保険医療機関又は法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局」を「保険医療機関等又は保険薬局等」に、「第八十六条第六項」を「第八十六条第四項において準用する法第八十五条第八項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「当該療養に食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「それぞれ」を「当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とその他の費用の額とを、それぞれ」に改め、同条第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額
第六十五条中「若しくは特定療養費」を「入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改める。

第六十六条第一項第六号中「食事療養」の下に、「生活療養、評価療養」を加え、同項第八号中「若しくは特定療養費」を「入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改める。

第八十三条第一項中「入院時食事療養費、特定療養費」を「入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同項第二号及び第三号中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改め、同項第四号中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改め、「若しくは特定承認保険医療機関」及び「同法第三十一条の三第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関」を削り、同項第五号中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改め、同条第四項及び第六項中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改める。

第八十四条第一項第九号中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「若しくは特定療養費」を「入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に改める。

第八十五条第一項第三号中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。

第九十条中「第六十二条まで」の下に、「第六十二条の三、第六十二条の四」を加える。
第九十三条中「又は第六十条第一項」を「第六十条第一項又は第五十五条第五項」に、「若しくは薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は薬局」に改める。

第九十六条第二項中「第八十五条第二項(第三号を除く)」を「第八十五条第二項第一号」に改める。
第九十九条第五項中「特定疾病療養受領証」を「特定疾病療養受療証」に改め、同条第九項中「第九十九条第七項」を「第九十九条第八項」に改める。

第百条中「同条第一項第一号イから二まで」を「同条第一項第一号イから八まで」に改め、同条第二号中「額」の下に「前号に定める額を合算した額」を加え、同条第三号を削り、同条第四号中「第四十一条第一項第一号二」を「第四十一条第一項第一号八」に改め、同条第三号とし、同条第五号中「第四十一条第一項第一号ホ」を「第四十一条第一項第一号二」に改め、同条第四号とし、同条第六号中「第四十一条第一項第一号ハ」を「第四十一条第一項第一号ホ」に、「第二号」を「同項第二号及び第三号」に改め、同条を同条第五号とし、同条第七号中「第四十一条第一項第一号ト」を「第四十一条第一項第一号ハ」に改め、同条を同条第六号とする。

第百二条中「に係る」を削り、「要しなくなる者」の下に「又は第六十二条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者」を加える。

第百三条中「に係る」を削り、「要しなくなる者」の下に「又は第六十二条の三第二号の規定の適用を受ける者として生活療養標準負担額について減額があれば生活保護法の規定による保護を要しなくなる者」を加える。
第百五条第一項中「及び第五十八条第一号」を削り、同項第四号中「及び第五十八条第一項第一号イ又は口のいずれか」を削り、同条第四項中「表示しない者」との下に「第五十九条第三項第四号中「前条第一号イ又はロ」とあるのは「令第四十三条第一項第一号ハ又は二」とを加え、同条第七項中「法第六十三条第三項各号に掲げる病院又は診療所」を「保険医療機関等」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第六十一条第一項中「減額しない食事療養標準負担額」とあるのは「減額しない食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、「入院時食事療養費又は」とあるのは「又はその生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたとすれば支払うべきであった生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を、それぞれ入院時食事療養費若しくは保険外併用療養費又は入院時生活療養費若しくは」と、同条第二項中「食事療養費」とあるのは「食事療養又は生活療養を」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養について支払った生活療養標準負担額」と、同条第三項中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。

第百九条第一項第二号中「第四十一条第一項第一号イからトまで」を「第四十一条第一項第一号イから八まで」に改める。
第百十一条中「第六十一条(第九十条)の下に「及び第五十五条第七項」を加える。
第百二十二条第一項第三号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第百三十四条第一項の表第五十四条の項中「若しくは診療所又は特定承認保険医療機関」を「又は診療所」に改め、同表第六十条第一項の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「若しくは診療所又は特定承認保険医療機関」を「又は診療所」に改め、同表第六十条第二項の項中「若しくは診療所又は特定承認保険医療機関」を「又は診療所」に改め、同表第六十一条第一項の項中「若しくは診療所又は特定承認保険医療機関」を「又は診療所」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同表第六十一条第二項の項中「若しくは診療所又は特定承認保険医療機関」を「又は診療所」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同表第六十二条の項中「法第六十三条第三項各号」を「保険医療機関等」に改め、「第二号」の下に「に掲げる病院又は診療所」を加え、同項の次に次のように加える。

第六十二条の三	受ける者	受ける日雇特例被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。)又はその被扶養者
第六十二条の四	保険医療機関等 入院時生活療養費	法第六十三条第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所 入院時生活療養費、家族療養費又は特別療養費
	から支払	又はその被扶養者から支払

第三百三十四條第一項の表第六十四條の項中「法第六十三條第三項各号」を「保険医療機関等又は保険薬局等」に改め、「第二号」の下に「に掲げる病院、診療所又は薬局」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同表第六十五條の項中「若しくは特定療養費」を「入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改め、同表第六十六條第一項の項及び第八十四條第四項の項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同表第九十九條第六項の項、第九十九條第七項の項、第二百五條第五項の項及び第二百五條第六項の項中「若しくは診療所又は特定承認保険医療機関」を「又は診療所」に改め、同表第二百五條第七項の項を次のように改める。

第二百五條第七項	保険医療機関等 又は家族療養費	法第六十三條第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所 家族療養費又は特別療養費
	第六十一條第一項	第三百二十四條の規定による読み替え後の第六十一條第一項
	同條第二項	第三百二十四條の規定による読み替え後の第六十一條第二項

第二百五十一條中「第二号(介護納付金を除く。)、第三号及び第四号」を「から第四号まで」に改める。

第二百五十九條第一項第六号中「第八十六條第十三項及び第十四項並びに第一百十條第十一項」を「第八十五條の二第五項、第八十六條第四項及び第一百十條第七項」に、「若しくは保険薬局又は特定承認保険医療機関」を「又は保険薬局」に改め、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 法附則第三條の二第二項の規定による権限(健康保険組合の合併又は分割を伴う場合及び法附則第三條第一項の認可を伴う場合を除く。)

第七十條中「及び第四十七條から第五十二條まで」を「第四十七條から第五十二條まで及び第三百三十八條第三項」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第三百三十八條第三項中「法第三十七條第二項ただし書又は第三十八條第三号の規定に該当する者」とあるのは、「法附則第三條第六項の規定により任意継続被保険者とみなされた特例退職被保険者のうち法第三十八條第三号の規定に該当する者」と読み替えるものとする。

第七十條の次に次の一條を加える。

(法附則第三條の二第一項第二号の健康保険組合)

第七十條の二 法附則第三條の二第一項第二号の健康保険組合として厚生労働省令で定めるものは、令第二十九條の率が千分の九十を超える健康保険組合とする。

附則第二條を削り、附則第一條中見出し及び条名を削る。

様式第十一号(裏面)中「食事療養費半負担額」を「食事療養費標準半負担額」に改める。

様式第十二号(表面)中「(入居時)の食事」を「(2)の」及び「食事」に改める費用 1食につき定額の標準負担額」を「食事療養費又は生活療養費に要する費用 定額の食事療養費標準半負担額又は生活療養費標準半負担額」に改める。

様式第十三号(表面)を次のように改める。

(裏面)

認定疾病名		健康保険特例疾病療養費受給証	
氏名及び生年月日	住所	平成 年 月 日交付	男 女
氏名及び生年月日	住所	昭平 年 月 日生	男 女
氏名及び生年月日	住所	明大昭平 年 月 日生	男 女
氏名及び生年月日	住所	平成 年 月 日から有効	男 女
氏名及び生年月日	住所	平成 年 月 日から有効	男 女

様式第十三号(第九十九條関係)

様式第十三号(裏面)中「一万円」を「表面に記載された自己負担限度額」に、「食事」を「食事療養又は生活療養」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。
 様式第十四号(裏面)中「厚生労働大臣が定める在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」という。に「食事療養に係る標準負担額」や「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」及び「入院の際又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」や「入院療養等」及び「標準負担額」や「食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額」及び「入院をするとき又は在宅時医学総合管理若しくは在宅末期医療総合診療」や「入院療養等」に改める。

様式第十六号(表)及び様式第十七号(裏)中「入院時の食事に要する」を「(2)の」に、「食事に要する費用」を「食につき定額の標準負担額」や「食事療養又は生活療養に要する費用」定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。

様式第二十号(裏)中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。
 様式第二十三号(表)中「第八十六条第十項」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項」及び「六(省略)」及び「六～九(省略)」に「第八十六条第十項及び第十三項、第一百零七条第七項並びに」を「第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百零七条第七項及び」に「三(省略)」及び「六(省略)」に改める。

様式第二十四号(表面)中「六・七」を「六～七」に改める。
 様式第二十六号(1)及び様式第二十六号(2)を削る。

(保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正)

第二条 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和三十三年厚生省令第十三号)の一部を次のように改正する。

題名中「並びに特定承認保険医療機関の承認」を削る。

目次中
 第一章 保険医療機関及び保険薬局の指定(第一条～第五条)
 第二章 特定承認保険医療機関の承認(第五条の二～第五条の四)を「第二章 保険医療機関及び保険薬剤師の登録(第六条第一十三条)」を「第二章 保

険医療機関及び保険薬局の指定(第一条～第五条)」に改める。

第一条中「並びに特定承認保険医療機関の承認」を削る。

第三条第一項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に

次の一号を加える。

二 法第八十条第七号から第九号までの規定に該当するに至つたとき。

第一章の二を削る。

第九条第一項第二号を次のように改める。

二 法第八十一条第四号から第六号までの規定に該当するに至つたとき。

様式第一号、様式第一号の二及び様式第二号を次のように改める。

(表 面)

保 険 医 療 機 関 指 定 申 請 書

様式第一号(第一条関係)

※番 号			
※医療機関(薬局)コード			
① 病院・診療所・薬局	名 称		
	所 在 地		
② 管理者・管理薬剤師	氏 名		
	保険医・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	
③ 診療科名			
④ 開設者(法人の場合は、代表者)	医師・歯科医師・保険医・薬剤師・保険薬剤師・その他	保険医又は保険薬剤師の登録の記号及び番号	
	健康保険法第65条第3項第1号、3号または第4号のいずれか(指定欠格事由)に該当	有	無
⑤	該当する法律名		
	内 容		
	該 当 年 月 日		
⑥ 医療法第30条の7の規定による勧告	有	無	勸告年月日
	⑦ 指定に係る病床種別ごとの病床数等		
(うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床(個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))			
上記のとおり申請します。 開設者の氏名及び住所 平成 年 月 日 地方社会保険事務局長 殿 (法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地) 印			

(裏 面)

記入上の注意

1. 標題並びに①、②、④、⑤及び⑥の欄は、該当の文字を○で囲むこと。
ただし、⑤の欄については、平成18年10月1日前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
2. 開設者が管理者又は管理薬剤師であるときは、②の欄に斜線を引くこと。
3. ③の欄は、病院又は診療所に限り、その標榜する診療科名を記入すること。
4. ⑤の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。
また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。
健康保険法第65条第3項第3号の場合の該当法律
 - ・ 船員保険法
 - ・ 医師法
 - ・ 歯科医師法
 - ・ 保健師助産師看護師法
 - ・ 医療法
 - ・ 私立学校教職員共済法
 - ・ 国家公務員共済組合法
 - ・ 国民健康保険法
 - ・ 薬事法
 - ・ 薬剤師法
 - ・ 地方公務員等共済組合法
 - ・ 老人保健法
5. ⑥及び⑦の欄は、病院又は療養病床を有する診療所に限り記入すること。
6. ⑦の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づく費用の額を超える金額の支払を受ける病床をいうものであること。
※の欄には、記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(表 面)

保 険 医 療 機 関 指 定 変 更 申 請 書			
※番号			
※医療機関コード			
① 病 院 ・ 診 療 所	名 称		
	所 在 地		
② 医療法第30条の7の規定による 勧告	有 ・ 無	勧 告 年 月 日	
③ 変更後の指定に係る病床種別 ごとの病床数等	(うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床)		
	床 (特別の療養環境に係る病床 床 (個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))		
上記のとおり申請します。		開設者の氏名及び住所	
平成 年 月 日			
地方社会保険事務局長	殿	(法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び 主たる事務所の所在地) 印	

様式第一号の二(第一条の二関係)

(裏 面)

記入上の注意

1. ①及び②の欄は、該当の文字を○で囲むこと。
2. ③の欄の特別の療養環境に係る病床とは、その利用について法律の規定に基づく費用の額を超える金額の支払を受ける病床をいうものであること。
※の欄には、記入しないこと。

備考 この用紙は、A列4番とすること。

(表 面)

保 険 剤 師 登 録 申 請 書			
※登録の記号及び番号			
※登録年月日			
① 医師・歯科医師・薬剤師	氏 名	明・大・昭・平 年 月 日生 男・女	
② 医籍・歯科医籍・薬剤師名簿	登録番号	登録年月日	明・大・昭・平 年 月 日
③ 健康保険の診療・調剤に従事する病院・診療所・薬局	名 称	担当診療科名	
	所 在 地		
④ 健康保険法第71条第2項第1号から第3号のいずれか(登録欠格事由)に該当	有・無	該当する法律名	
		内 容	
		該 当 年 月 日	
		処 分 権 者 等	
上記のとおり申請します。 平成 年 月 日			
地方社会保険事務局長 殿		医師若しくは歯科医師又は薬剤師の氏名及び住所 印	

様式第二号(第六条関係)

(裏 面)

記入上の注意

- ①、②、③及び④の欄は、該当の文字を○で囲むこと。
ただし、④の欄については、平成18年10月1日以前にした行為により罰金又は禁錮以上の刑に処せられた場合は、無を○で囲むこと。
- ③の欄は、健康保険の診療又は調剤に従事する病院若しくは診療所又は薬局が2以上あるときは、主として従事するものについて記入し、医師にあつては、その担当診療科名を記入すること。
- ④の欄に有と○で囲んだ場合は、該当する法律名を記載すること。
また、内容欄に非該当となる年月日を記入すること。
健康保険法第71条第2項第2号の場合の該当法律
 - ・ 船員保険法
 - ・ 医師法
 - ・ 歯科医師法
 - ・ 保健師助産師看護師法
 - ・ 医療法
 - ・ 私立学校教職員共済法
 - ・ 国家公務員共済組合法
 - ・ 国民健康保険法
 - ・ 薬事法
 - ・ 薬剤師法
 - ・ 地方公務員等共済組合法
 - ・ 老人保健法

※の欄には、記入しないこと。

備 考 この用紙は、A列4番とすること。

(老人保健法施行規則の一部改正)
第三条 老人保健法施行規則(昭和五十八年厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に、「及び特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給及び保険外併用療養費」に改める。

第一章の章名中「特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改める。
第一章第二節の節名中「及び特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給及び保険外併用療養費」に改める。

第十五条の見出し中「又は特定療養費」を、「入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費」に改め、同条中「第十七条第二項」を「第十七条第二項第一号」に、「若しくは同項」を「同項第二号に規定する生活療養費(以下単に「生活療養費」という。)、同項第三号に規定する評価療養費(以下単に「評価療養費」という。))又は同項第四号」に改め、「又は特定承認保険医療機関(法第三十一条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。))について療養を受けようとする者」及び「又は特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第十六条中「又は特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。
第十七条第一項から第三項までの規定中「及び第三十一条の三第十項」を「第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改め、同項中「食事療養」の下に「生活療養、評価療養」を加える。

第二十条第四項中「若しくは」を、「評価療養又は」に改め、「又は特定承認保険医療機関について療養を受けようとするとき」を削り、「又は特定承認保険医療機関にこれ」を「これ」に改める。
第二十一条の見出し中「及び特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給及び保険外併用療養費」に改め、同条第一項中「及び特定承認保険医療機関」を削り、「及び特定療養費」を「入院時生活療養費の支給及び保険外併用療養費」に改め、同条第二項及び第三項中「並びに第三十一条の三第九項及び第十項」を「第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改め、同項中「支給及び特定療養費」を「支給、入院時生活療養費の支給及び保険外併用療養費」に、「医療及び特定療養費」を「医療及び保険外併用療養費」に改める。

第二十二條中「第十七條第二項」を「第十七條第二項第四号」に、「第二十六條」を「第二十六條の六」に改める。
第二十四條の見出し中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条中「次条」の下に「第二十六條の四及び第二十六條の五」を加え、「又は特定承認保険医療機関について食事療養を受けようとするとき」を削り、「又は特定承認保険医療機関にこれ」を「これ」に改める。

第二十五条の見出し中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条第一項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に、「標準負担額」を「標準負担額から標準負担額」を「食事療養標準負担額」から「標準負担額」に、「標準負担額」を「標準負担額」に改め、同条第二項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に、「標準負担額」を「標準負担額」に改め、同条第三項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第二十六條中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条の次に次の五条を加える。
(入院時生活療養費の支払)

第二十六條の二 老人医療受給対象者が、保険医療機関等について入院時生活療養費に係る療養を受けた場合においては、法第三十一条の二の二第七項の規定により準用する法第三十一条の二第五項の規定により当該老人医療受給対象者に支給すべき入院時生活療養費は当該保険医療機関等に対して支払うものとする。

(法第三十一条の二の二第二項の厚生労働省令で定める者)
第二十六条の三 法第三十一条の二の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当している者とする。

一 令第十六条第一項第一号ハの規定の適用を受けている者
二 令第十六条第一項第一号ニの規定の適用を受けている者
三 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十二条の三第三号に掲げる者(生活療養標準負担額の減額)

第二十六条の四 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた前条第一号及び第二号に掲げる者は、保険医療機関等について入院時生活療養費に係る療養を受けようとするときは、当該保険医療機関等にこれを提示しなければならない。
(生活療養標準負担額減額の特例)

第二十六条の五 市町村長は、限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関等に提示できなかったため、減額しない生活療養標準負担額を支払った老人医療受給対象者について、その提示できないことがやむを得ないものと認められる場合に、当該生活療養について支払った生活療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつたならば支払うべき生活療養標準負担額を控除した額に相当する額(以下「生活療養標準負担額差額」という)を入院時生活療養費として支給することができる。

2 生活療養標準負担額差額の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した生活療養標準負担額差額支給申請書を市町村長に提出して申請しなければならない。この場合において、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けている者は、当該限度額適用・標準負担額減額認定証を添えて申請しなければならない。

- 一 生活療養を受けた保険医療機関等の名称及び所在地
- 二 限度額適用・標準負担額減額認定証を保険医療機関等に提示できなかった理由
- 三 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過
- 四 保険医療機関等に対して支払った生活療養標準負担額
- 五 入院の期間
- 六 支給を受けようとする者が加入者となつている保険者の名称及び事務所の所在地並びに被保険者証等の記号番号
- 七 健康手帳の医療受給者証の受給者番号

3 前項の申請書には、同項第四号に掲げる費用の額及び生活療養標準負担額の減額の認定に関する事実を証する書類を添付しなければならない。
4 第二項の申請は、健康手帳及び被保険者証等を提示して行わなければならない。
(入院時生活療養費に係る領収証)

第二十六条の六 保険医療機関等は、法第三十一条の二の二第七項の規定により準用する法第三十一条の二第七項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について老人医療受給対象者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

第二十七条の見出し中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第一項中「特定承認保険医療機関又は」を削り、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「第三十一条の三第四項」を「第三十一条の三第六項の規定により準用する法第三十一条の二第五項」に改め、同条第二項を削る。

第二十八条の見出し中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条中「特定承認保険医療機関又は」を削り、「第三十一条の三第六項」を「第三十一条の三第六項の規定により準用する法第三十一条の二第七項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「うち、当該療養に食事療養」の下に「及び生活療養」を、「第二号に規定する額とその他の費用の額とを」の下に、「当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とその他の費用の額とを」を加え、同条第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「特定療養費算定額」を「保険外併用療養費算定額」に、「特定療養費として」を「保険外併用療養費として」に改め、同条第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額
第二十九条第一項第三号中「又は特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改め、同項第四号中「食事療養」の下に、「生活療養、評価療養」を加える。

第三十条中「又は特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給事由又は保険外併用療養費」に、「若しくは特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給若しくは保険外併用療養費」に改める。

第四十一条第一号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。
第四十四条第九号中(大正十五年内務省令第三十六号)を削る。

第四十五条第五項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第四十六条第二号を削り、同条第三号中「第十四条第一項第一号ハ」を「第十四条第一項第一号ロ」に、「前号に定める額」を「保険外併用療養費算定額」に改め、同条第二号とし、同条第四号中「第十四条第一項第一号ニ」を「第十四条第一項第一号ハ」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第十四条第一項第一号ホ」を「第十四条第一項第一号ニ」に改め、同条を同条第四号とする。

第四十七条中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、「なる者」の下に「又は第二十六条の三第一号の規定の適用を受ける者として生活療養に係る生活療養標準負担額について減額された」とすれば、生活保護法の規定による保護を必要としない状態となる者」を加える。

第四十八条中「第二十三条第二号」との下に、「第二十六条の三第一号」とあるのは「第二十六条の三第二号」とを加える。
第五十条第五項中「又は特定承認保険医療機関について療養(同項各号に掲げる療養に限る)を受けようとするとき」を削り、「又は特定承認保険医療機関にこれ」を「これ」に改める。

第五十一条の二中「又は特定承認保健医療機関」を削る。
第五十七条中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第六十条第一項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改め、同項第二号中「標準負担額差額」を「食事療養標準負担額差額の支給、生活療養標準負担額差額」に改める。

第六十三条第一号中「並びに第三十一条の三第九項及び第十項」を、「第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項」に改める。

様式第一号(裏面)中「又は特定承認保険医療機関」を削り、「食費」を「食事療養又は生活療養」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。

様式第二号(表面)を次のように改める。

老人保健検査証
(法第三十一条関係)

(表 面)

様式第二号(第63条関係)

10 第二十五条第三項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項から第四項まで及び前条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(入院時生活療養費)

第三十一条の二の二

1~6 (省略)

7 第二十五条第三項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項から第四項まで、第三十一条及び前条第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(保険外併用療養費)

第三十一条の三

1~5 (省略)

6 第二十五条第二項から第六項まで、第二十七条、第二十九条第二項から第四項まで、第三十一条及び第三十一条の二第五項から第七項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びにこれに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 (省略)

様式第三号(裏面)中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給(医療費の支給を含む。)、保険外併用療養費」に改め、同様式(裏面)中「又は特定療養費」を「又は特定療養費」に改め、同様式第三号(裏面)中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給(医療費の支給を含む。)、保険外併用療養費」に改め、同様式(裏面)中「又は特定療養費」を「又は特定療養費」に改め、又は保険外併用療養費」に改め、

(老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部改正)
第四条 老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令(昭和六十二年厚生省令第六号)の一部を次のように改正する。

第六條第二号及び第三号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。
第十六條第一項第二号中「並びに法第三十一条の三第九項及び第十項」を「法第三十一条の二の二第七項及び法第三十一条の三第六項」に改める。

第五條 老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関する省令の一部を改正する省令(平成十四年厚生労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。
第五十一條第一項第二号イ中「平成十八年度」を「平成十八年三月一日から同年九月三十日までの期間」に、「第三十一条の三第九項及び第十項」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)以下この号において「改正法」という。第六條の規定による改正前の老人保健法(以下この号において「旧老健法」という。第三十一条の三第九項及び第十項)に、「法第二十九條第三項(法第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項及び第十項)を「法第二十九條第三項(法第三十一条の二第十項並びに旧老健法第三十一条の三第九項及び第十項)に改め、以下「平成十八年度」の下に「前期」を加え、同号口中「平成十八年度一件当たり審査支払事務費」を「平成十八年十月一日から平成十九年二月二十八日までの期間における法第二十九條第二項(法第三十一条の二第十項、第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項)において準用する場合を含む。及び第四十六條の五の二第九項の規定による市町村の事務の執行に要する費用(法第二十九條第三項(法第三十一条の二第十項、第三十一条の二の二第七項及び第三十一条の三第六項)において準用する場合を含む。及び第四十六條の五の二第十項の規定による委託に要する費用を含む)の見込額を基礎として当該事務の一件当たりの執行に要する費用の見込額として保険者の種別等に応じ厚生労働大臣が定める額(以下「平成十八年度後期一件当たり審査支払事務費」という。))に、「医療等」を「医療(医療費の支給を含む。)、入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)、入院時生活療養費の支給(医療費の支給を含む。)、保険外併用療養費の支給(医療費の支給及び改正法附則第三十二條の規定によりなお従前の例によることとされた旧老健法第三十一条の三第一項に規定する特定療養費の支給(医療費の支給を含む。を含む。))、老人訪問看護療養費の支給(介護保険法施行法第二十五條の規定による改正前の法第四十六條の五の二第一項に規定する老人訪問看護療養費の支給については除く)、移送費の支給及び高額医療費の支給(第五項において「入院時生活療養費等」という。))に改め、同條第五項中「医療等」を「入院時生活療養費等」に改める。

第五十三條第二十号中「平成十八年度」の下に「前期」を加え、同号の次に次の一号を加える。
第二十の二 附則第五十一條第一項第二号ロに規定する平成十八年度後期一件当たり審査支払事務費

(国民健康保険法施行規則の一部改正)

第六條 国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)の一部を次のように改正する。
第七條の四第七項中「第五十三條第六項又は第七項」を「第五十三條第三項」に改め、「特定承認医療機関」を削る。
第二十五條中「第五十三條第七項」を「第五十三條第三項」に改め、「又は特定承認医療機関」を削る。

第二十六條の二の見出し中「標準負担額減額」を「食事療養標準負担額の減額」に改め、同條中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。
第二十六條の三の見出し中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。
第二十六條の四中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「又は特定承認医療機関」を削る。

第二十六條の五の見出し中「標準負担額減額」を「食事療養標準負担額の減額」に改め、同條第一項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に、「減額認定証」を「減額認定証」に改め、同條第二項第三号及び第三項中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改める。

第二十六条の六中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(入院時生活療養費の支払)

第二十六条の六の二 被保険者が、保険医療機関について入院時生活療養費に係る療養を受けた場合においては、法第五十二条の二第三項において準用する法第五十二条第三項の規定により当該被保険者が属する世帯の世帯主又は組合員に支給すべき入院時生活療養費は当該保険医療機関に對して支払うものとする。

(生活療養標準負担額の減額の対象者)

第二十六条の六の三 法第五十二条の二第二項に規定する生活療養標準負担額についての健康保険法施行規則第六十二条の三の規定の適用に関しては、同条第一号中「令第四十三条第一項第一号ハ」とあるのは「国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の四第一項第一号ハ」と、同条第二号中「令第四十三条第一項第一号二」とあるのは「国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号二」とする。

(入院時生活療養費に係る領収証)

第二十六条の六の四 保険医療機関は、法第五十二条の二第三項において準用する法第五十二条第五項の規定により交付しなければならない領収証には、入院時生活療養費に係る療養について被保険者から支払を受けた費用の額のうち生活療養標準負担額とその他の費用の額とを区分して記載しなければならない。

第二十六条の七の見出し中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、又は特定承認保険医療機関を削り、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「第五十三条第三項」の下に「において準用する法第五十二条第三項」を加え、同条第二項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第二十六条の八の見出し中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条中「又は特定承認保険医療機関は、法第五十三条第五項」を「法第五十三条第三項において準用する法第五十二条第五項」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「のうち当該療養に食事療養」の下に「及び生活療養」を、「第二号に規定する額とその他の費用の額とを」の下に、「当該療養に生活療養が含まれるときは第一号に規定する額と第三号に規定する額とを」を加え、同条第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同条第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該生活療養に係る生活療養標準負担額

第二十七条第一項第四号中「又は特定療養費」を、「入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費」に改める。

第二十七条の五第一項第二号中「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第二十七条の六第一項及び第四項中「又は特定承認保険医療機関」を削る。

第二十七条の八第一項中「第五十三条第五項」を「第五十二条第五項」に改め、「第二十六条の八」の下に「(見出しを含む)」を加え、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「特別療養費に係る」との下に「第五十三条第三項」とあるのは「第五十四条の三第二項」とを加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、「要した費用の額とする。」と「」の下に「当該生活療養に係る生活療養標準負担額」とあるのは「当該生活療養につき算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額とする。)」とを加える。

第二十七条の十三第十項中「第一項の一」を「認定を受けた」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第一項の一」を「認定を受けた」に、「老人保健法の規定による医療を受けることができる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 老人保健法の規定による医療を受けることができるに至ったとき。

二 特定疾病受療証に記載された高額療養費算定基準額が変更されたとき。

三 特定疾病受療証の有効期限に至ったとき。

第二十七条の十三第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項の一」を「認定を受けた」に改め、又は特定承認保険医療機関を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項の被保険者」を「認定を受けた被保険者」に改め、「組合員」の下に「健康保険法施行令第四十一条第六項に規定する厚生労働大臣の定める疾病ごとに交付しなければならない。ただし、七十歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第二十九条の二第五項に規定する厚生労働大臣の定める疾病(健康保険法施行令第四十二条第六項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。)に係る特定疾病受療証については有効期限を定めて」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 七十歳に達する日の属する月以前に受ける療養に係る令第二十九条の二第五項に規定する厚生労働大臣の定める疾病(健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二条第六項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病を除く。)に係る高額療養費が、令第二十九条の三第六項第二号の規定によらないものであるときは、第一項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十七条の十四中「同条第一項第一号一から五まで」を「同条第一項第一号一から六まで」に改め、同条第一号中「第六号」を「第五号」に改め、同条第二号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「第二十九条の二第一項第一号へ及びト」を「第二十九条の二第一項第一号ホ及びハ」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条を同条第三号とし、同条第五号中「第二十九条の二第一項第一号チ及びリ」を「第二十九条の二第一項第一号ト及びチ」に、「第六号」を「第五号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第六号中「第二十九条の二第一項第一号又及びル」を「第二十九条の二第一項第一号リ及び又」に改め、同条を同条第五号とする。

第二十七条の十四の三第一項中「及び第二十六条の二の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号」を削り、同条第五項中「又は特定承認保険医療機関」を削り、同条第六項中「第二十六条の五」の下に「第二十六条の七第二項において準用する場合を含む。」を加え、「標準負担額」を「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改め、「入院時食事療養費」の下に「入院時生活療養費又は保険外併用療養費」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十六条の五の見出し中「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、同条第一項中「減額しない食事療養標準負担額」とあるのは「減額しない食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と、同条第二項中「減額しない食事療養標準負担額から生活療養標準負担額の減額があつた」とすれば支払うべきであつた生活療養標準負担額を控除した額に相当する額を、それぞれ入院時食事療養費若しくは保険外併用療養費又は入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費」と、同条第二項中「食事療養」とあるのは「食事療養又は生活療養」と、「食事療養標準負担額」とあるのは「食事療養標準負担額又は生活療養」と、「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」と読み替えるものとする。

第二十七条の十五第一項中「又は特定承認保険医療機関」を削る。

第二十七条の十七第一項第一号中「第二十九条の二第一項第一号イからルまで」を「第二十九条の二第一項第一号イから又まで」に改め、同条第二項中「同項第一号ハ」を「同項第一号ホ」に改める。

第二十八条第一項中「特定療養費の」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の」に改め、同項第一号及び第二号中「特定療養費に」を「入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に」に改め、同項第三号中「特定療養費に」を「入院時生活療養に係る療養、保険外併用療養費に」に改め、「若しくは特定承認保険医療機関」及び「同法第三十一条の三第一項第一号の規定による特定承認保険医療機関」を削り、同項第四号中「特定療養費に」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に」に改め、「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、同条第三項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、同条第四項及び第五項中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改め、同条第十項中「第一条の五」を「第一条の四」に改める。

第三十一条中「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第四十二条の四第一項中「第五十三条第六項及び第七項並びに」を「第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び」に改め、「若しくは特定承認保険医療機関」を削り、同条第二項中「若しくは特定承認保険医療機関」を削る。

第四十四条中「第五十三条第六項及び第七項並びに」を「第五十三条第三項及び」に改める。

附則第十四項第一号中「又は特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養又は保険外併用療養費」に改め、「又は特定承認保険医療機関」を削る。

様式第一号(裏面)、様式第一号の二(裏面)及び第一号の二の二(裏面)中「食事」を「食事療養又は生活療養」に改める。

様式第一号の三(表面)中「明・大・昭・平」を「昭・平」に改める。

様式第一号の六(表面)中

大・昭・平	年	月	日
-------	---	---	---

を

昭・平	年	月	日
-----	---	---	---

に改め、同様式(裏面)中「療

養負担額」を「食事療養費負担額」に改め、同様式(備考)中「作成」を「作成」に改める。

様式第一号の七を次のように改める。

(表面)

国民健康保険特定医療療養費又療養証	
交付年月日 年 月 日	
記号	記号
氏名	男・女
被保険者名	昭・平
生年月日	年 月 日
発効期日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
自己負担限度額	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

(裏面)

注 意 事 項

一 この証によって認定疾病に係る診療を受ける場合に支払う金額は、保険医療機関等ごとに一ヶ月につき表面に記載された自己負担限度額を最高限度とします。

ただし、入院した場合には、食事療養又は生活療養に要する費用について、別途定額の食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を求めるとになります。

二 保険医療機関等について認定疾病に係る診療を受けようとするときは、被保険者証とともに必ずこの証をその窓口で渡してください。

三 被保険者の資格がなくなったとき、老人保健法の医療を受けることができるに至ったとき、自己負担限度額が変更されたとき又は減額認定証の有効期限に達したときは、直ちに、この証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。

四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村(組合)にその旨を届け出てください。

五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

備 考

- この証は、被保険者1人ごとに作成すること。
- 「発効期日」欄には、この証の有効となる年月日を記載すること。
- 「有効期限」欄には、この証が無効となる日の前日を記載すること。
- H1V、血友病、人工透析(70歳以上)に係る特定疾病療養受療証における「有効期限」の欄には、「有効期限**年**月**日」と記載すること。
- 「自己負担限度額」の欄には、「1万円」又は「2万円」と記載すること。
- この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。
- 別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができる。

(表 面)

国民健康保険検査証
〔法第四十五条の二関係〕

様式第一号の八(裏面)中「食事療養に係る標準負担額」や「食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」及び「支払う標準負担額」や「支払う食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」並びに「生活療養標準負担額」の記載がある。

様式第二号(表裏)及びその裏面に記載がある。

様式第三号(表裏)及びその裏面に記載がある。

支給について準用する。

(入院時生活療養費)

第五十二条の二 (略)

2 (略)

3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに前条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関について受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。(後略)

(保険外併用療養費)

第五十三条 (略)

2 (略)

3 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項から第八項まで、第四十五条の二並びに第五十二条第三項から第五項までの規定は、保険医療機関等について受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。(後略)

(特別療養費)

第五十四条の三 (略)

2 健康保険法第六十四条並びに本法第三十六条第三項及び第四項、第四十条、第四十一条、第四十五条第三項、第四十五条の二、第五十二条第五項、第五十三条第二項、第五十四条の二第三項、第八項及び第十項、第五十四条の二の二並びに前条の規定は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について受けた特別療養費に係る療養及びこれに伴う特別療養費の支給について準用する。(後略)

3~5 (略)

様式第一号(裏面)中「(省略)」及び「(略)」は省略する。

様式第二号(裏面)中「第五十三條第二項及び第五項」や「第五十二條第五項、第五十三條第二項」及び「(省略)」は「(略)」と記載する。

様式第三号(裏面)中「特定療養費」や「入院時生活療養費、保険外併用療養費」は省略する。

様式第四号(裏面)中「食事」や「食事療養又は生活療養」は省略する。

(国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正)
 第七条 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(昭和三十八年厚生省令第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「第二十六条の五」の下に「規則第二十七条の十四の三第六項において準用する場合を含む。」を加え、「同期間の請求に係る一般被保険者に係る特定療養費」を「同期間の請求に係る一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第二十七条の十四の三第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものを除く。)に要した費用の額であつて当該年度の十二月末日現在において審査決定しているもの額、同期間の請求に係る一般被保険者に係る保険外併用療養費」に、「同期間における一般被保険者に係る特定療養費」を「同期間における一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給(規則第二十七条の十四の三第六項において準用する規則第二十六条の五の規定によるものに限る。)に要した費用の額、同期間における一般被保険者に係る保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、「当該食事療養に係る療養費及び」を「当該食事療養及び生活療養に係る療養費並びに」に改め、同条第七項中「前六項を、前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第四号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項第五号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同項第六号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「又は特定承認保険医療機関」を削り、同項第一号中「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同項に次の三号を加える。

七 第一号に規定する措置について、それぞれその対象となる一般被保険者の生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
 八 第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる一般被保険者の生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
 九 一般被保険者に係る生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額から前二号に規定する生活療養に係る保険外併用療養費の支給に要した費用の額の合計額を控除した額
 第四号第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

五 一部負担金の割合軽減等市町村に係る第一項に規定する一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給に要した費用の額は、次に掲げる額の合算額とする。
 一 第二項第一号に規定する措置について、それぞれその対象となる一般被保険者の入院時生活療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
 二 第二項第二号に規定する措置について、それぞれその対象となる一般被保険者の入院時生活療養費の支給に要した費用の額に別表第一に定める率を乗じて得た額の合計額
 三 一般被保険者に係る入院時生活療養費の支給に要した費用の額から前二号に規定する入院時生活療養費の支給に要した費用の額の合算額を控除した額

第五条第一項第二号イ中「第九条第二項」を「第九条第二号」に改める。
 第六条第二号中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「食事療養」の下に「及び生活療養」を加え、同条第四号中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改める。
 附則第一項を附則第一条とし、附則第二項及び第三項を削り、附則第四項の前の見出し及び同項を削り、附則第五項及び第六項を削る。

附則第七項を附則第二条とし、同条に見出しとして「(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る調整対象収入額の算定方法の特例)」を付する。
 附則第八項を附則第三条第一項とし、附則第九項を同条第二項とし、同条に見出しとして「(長期譲渡所得等に係る調整対象収入額の算定方法の特例)」を付する。
 附則第十項を附則第四条第一項とし、附則第十一项を同条第二項とし、附則第十二項中「附則第十項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条に見出しとして「(株式等に係る譲渡所得等に係る調整対象収入額の算定方法の特例)」を付する。

附則第十三項を附則第五条第一項とし、附則第十四項を同条第二項とし、同条に見出しとして「(先物取引に係る雑所得等に係る調整対象収入額の算定方法の特例)」を付する。
 附則第十五項を附則第六条とする。
 附則第十六項の前の見出しを削り、同項中「第四条第七項」を「第四条第八項」に、「又は附則第十五項第二号」を「及び附則第六条第二号」に改め、同項を附則第七条とし、同条に見出しとして「(平成十七年度における特別調整交付金の額の算定に関する特例に係る調整対象需要額の算定方法の特例)」を付する。

附則第十七項を附則第八条とし、同条に見出しとして「(平成十七年度における基礎賦課基準利益割額、基礎賦課基準利益割額及び介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等の算定の特例)」を付し、同条の次に次の二条を加える。
 (平成十八年度における調整対象収入額の算定方法の特例)
 第九条 平成十八年度の調整対象収入額の算定方法に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成十七年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)第一条の規定による改正前の所得税法第三十五条第四項の規定の適用がある場合における第五条の適用については、同条第一項第一号ロ中「規定する総所得金額」とあるのは、「規定する総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十三万円を控除した額)」と、「同条第二項」とあるのは、「地方税法第三百十四条の二第二項」とする。
 (平成十九年度における調整対象収入額の算定方法の特例)

第十条 平成十九年度の調整対象収入額の算定方法に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、平成十八年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成十六年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第十四号)第一条の規定による改正前の所得税法第三十五条第四項の規定の適用がある場合における第五条の適用については、同条第一項第一号ロ中「規定する総所得金額」とあるのは、「規定する総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から七万円を控除した額)」と、「同条第二項」とあるのは、「地方税法第三百十四条の二第二項」とする。

附則第十八項中「第一号ロ中」を「第一号イ中」並びに同期間において一般被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額」とあるのは、「同期間において一般被保険者に係る高額療養費の支給に要した費用の額並びに国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和三十四年政令第四十一号)以下この条において「算定政令」という。附則第八條第一項第二号に掲げる額」と、同号ロ中「掲げる額」とあるのは「掲げる額(算定政令附則第八條第一項第二号に掲げる額を除く。)」と、「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和三十四年政令第四十一号)附則第十六項に規定する標準高額医療費拠出金」を「算定政令附則第五條第一号に規定する保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の二分の一に相当する額及び算定政令附則第七條に規定する標準高額医療費共同事業拠出金」に改め、「額」との下に「同項第二号中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する省令(昭和三十四年政令第四十一号)第二條第一項第二号」とあるのは「算定政令第二條第一項第二号」と、を加える。

別表第一の表の註の2中「(食糧増産)を「(食糧増産)及び(食糧増産)の次に「及び(食糧増産)を加え、「(食糧増産)を「(食糧増産)に改め、「(食糧増産)に係る保険外併用療養費の支給に要する費用の額又は(食糧増産)に係る(食糧増産)に改める。
 別表第二中「標準負担額収入」を「食事療養標準負担額収入、生活療養標準負担額収入」に改める。

別表第二中「標準負担額収入」を「食事療養標準負担額収入、生活療養標準負担額収入」に改める。

(連合会へ支払うべき額の相殺)

第四条 国民健康保険団体連合会(以下この条において「連合会」という。)の会員である市町村(以下この条において「会員市町村」という。)が法第四十五条第五項の規定により連合会に対して療養の給付に関する費用の支払に要する事務を委託している場合において、保険医療機関等からの療養の給付に関する費用の請求に対する支払に充てるための費用として連合会に支払うべき額があるときは、当該会員市町村は、連合会との契約により、各年度毎に、当該支払うべき額及び当該年度の法附則第十六項各号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金(当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く)の額と当該年度の法附則第十六項の規定による交付金の額とを相殺することができる。

附則第十項中「附則第十項」を「附則第二項」に改め、同項を附則第五項とし、同条に見出しとして「平成十七年度における組合普通調整補助金の額の算定の特例」を付する。

附則第十一項から第十六項までを削る。

附則第十七項の前の見出しを削り、同項中「改正法」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第百二号。以下この条において「改正法」という。)」に、「属する第一号被保険者」を「属する被保険者(老人保健法第二十八条第一項第一号に掲げる場合に該当する者に限る。以下この条において「第一号被保険者」という。))」に、「この項」を「この条」に、「前期年齢階層別第一号被保険者数」を「年階層別第一号被保険者数」に改め、同項を附則第六項第一項とし、附則第十八項中「属する第二号被保険者」を「属する被保険者(老人保健法第二十八条第一項第二号に掲げる場合に該当する者に限る。以下この条において「第二号被保険者」という。))」に、「この項」を「この条」に、「前期年齢階層別第二号被保険者数」を「年階層別第二号被保険者数」に改め、同項を同条第二項とし、附則第十九項中「当該市町村の平成十五年度の十一月三十日における当該年齢階層に属する第一号被保険者の数(以下この項において「後期年齢階層別第一号被保険者数」という。))」を「年階層別第一号被保険者数」に改め、同項を同条第三項とし、附則第二十項中「当該市町村の平成十五年度の十一月三十日における当該年齢階層に属する第二号被保険者の数(以下この項において「後期年齢階層別第二号被保険者数」という。))」を「年階層別第二号被保険者数」に改め、同項を同条第四項とし、附則第二十一項中「附則第十五項」を「第一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条に見出しとして「国民健康保険の指定市町村に係る基準超過費用額に関する経過措置」を付する。

附則第六項に次の一項を加える。

6 平成十六年度から平成十八年度までにおける改正法附則第二十六條の規定により読み替えられた改正法附則第二十五條各号の被保険者の数の算定については、前各項の規定を準用する。

別表第二の表の註の2及び別表第三の表の註の2中「入院時食事療養費」の次に「及び入院時生活療養費」を、「食事療養費」の次に「及び生活療養費」を加え、「調整前特定療養費額又は食事療養費に係る特定療養費」を「調整前保険外併用療養費額、食事療養費に係る保険外併用療養費の支給に要する費用の額又は生活療養費に係る保険外併用療養費」に改める。

別表第四を削る。

(船員保険法施行規則の一部改正)

第九条 船員保険法施行規則(昭和十五年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十七条ノ七第三項中「特定療養費」を「入院時生活療養費二係ル療養、保険外併用療養費」に改める。

第二十二條第一項中「第二十八條ノ七第一項」の下に、「第二十八條ノ八第一項」を加え、「若ハ診療所又ハ特定承認保険医療機関」を「又ハ診療所」に、「総称ス」を「称ス」に、「又ハ特定療養費」を「入院時生活療養費二係ル療養又ハ保険外併用療養費」に改める。

第二十四條ノ二ノ九中「法第二十八條第五項各号二掲グル病院又ハ診療所」を「保険医療機関等」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条を第二十四條ノ二ノ十とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十四條ノ二ノ十一 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十二條第一項ノ規定ニ依リ保険医療機関等ニ就キ入院時生活療養費二係ル療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ法第二十八條ノ八第四項ニ於テ準用スル法第二十八條ノ七第四項ノ規定ニ依リ其ノ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ支給スベキ入院時生活療養費ハ当該保険医療機関等ニ対シ支払フモノトス

第二十四條ノ二ノ十二 保険医療機関等ハ法第二十八條ノ八第四項ニ於テ準用スル法第二十八條ノ七第六項ノ規定ニ依リ交付スベキ領収証ニハ入院時生活療養費二係ル療養ニ付被保険者又ハ被保険者タリシ者ヨリ支払フ受ケタル費用ノ額ノ中法第二十八條ノ八第二項ニ規定スル生活療養標準負担額ト其ノ他ノ費用ノ額トヲ区分シテ記載スベシ

第二十四條ノ二ノ八第一項中「法第二十八條第五項各号二掲グル病院又ハ診療所」を「保険医療機関等」に、「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条を第二十四條ノ二ノ九とする。

第二十四條ノ二ノ七第一項中「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、同条を第二十四條ノ二ノ八とする。

第二十四條ノ二ノ六第四項中「第二十四條ノ二ノ五第十項」を「第二十四條ノ二ノ六第十項」に改め、同条を第二十四條ノ二ノ七とする。

第二十四條ノ二ノ五第一項中「第二十四條ノ二ノ七」を「第二十四條ノ二ノ八」に改め、同条第七項中「特定療養費」を「入院時生活療養費二係ル療養、保険外併用療養費」に改め、同条第九項中「第二十四條ノ二ノ五第十項」を「第二十四條ノ二ノ六第十項」に改め、同条を第二十四條ノ二ノ六とする。

第二十四條ノ二ノ四中「法第二十八條第五項各号二掲グル病院又ハ診療所」を「保険医療機関等」に、「病院又ハ診療所」を「保険医療機関等」に改め、同条を第二十四條ノ二ノ五とする。

第二十四條ノ二ノ三の次に次の一条を加える。

第二十四條ノ二ノ四 法第二十八條ノ三ノ三第一項ニ規定スル厚生労働省令ヲ以テ定ムル特別ノ事情ハ被保険者ガ震災、風水害、火災其ノ他此等ニ準ズベキ災害ニ因リ住宅、家財又ハ其ノ他財産ニ著シキ損害ヲ受ケタルコトトス

第二十九條ノ三第一項中「総称ス」を「称ス」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改め、「第二十九條第四項」の下に「二於テ準用スル法第二十八條ノ七第四項」を加え、同条第二項中「第二十四條ノ二ノ八」を「第二十四條ノ二ノ九」に、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に改める。

第二十五條中「第二十九條第六項」を「第二十九條第四項ニ於テ準用スル法第二十八條ノ七第六項」に、「特定療養費二」を「保険外併用療養費二」に改め、「中当該療養ニ食事療養」の下に「及生活療養」を加え、「区分シテ記載スベシ」を「当該療養ニ生活療養ガ含まルルトキハ第一号ニ規定スル額ノ第三号ニ規定スル額ト其ノ他ノ費用ノ額トヲ夫々区分シテ記載スベシ」に改め、同条第一号中「食事療養」の下に「及生活療養」を加え、「特定療養費算定額」を「保険外併用療養費算定額」に、「特定療養費トシテ」を「保険外併用療養費トシテ」に改め、同条第二号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、同条に次の一号を加える。

三 当該生活療養ニ係ル生活療養標準負担額

第二十六條中「特定療養費」を「入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費」に改める。

第二十七條第一項中「若ハ特定承認保険医療機関」を削る。

第二十九條第一項中「特定療養費」を「入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費」に改め、同条第三号中「特定療養費」を「入院時生活療養費二係ル療養、保険外併用療養費」に改め、同条第四十三條第一項第七号中「規定スル」の下に「食事療養、生活療養、評価療養又ハ」を加え、同条第九号中「特定療養費」を「入院時生活療養費ノ支給、保険外併用療養費」に改める。

第五條第二 百十條第三項	第八十五條第二項又は第 百十條第三項	第八十五條の二第二項又 は百十條第三項	法第六十三條第二項第三 号	同項第四号	第八十六條第二項又は第 百十條第三項
第二百四十九條において準 用する法第八十五條第二 項又は百十條第三項	第二百四十九條において準 用する法第八十五條の二 第二項又は百十條第三 項	第二百四十九條において準 用する法第六十三條第 二項第三号	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号
第二十八條ノ七第二項又 は第三十一條ノ二第三項	第二十八條ノ八第二項又 は第三十一條ノ二第三項	健康保險法(大正十一 年法律第七十号)第六十三 條第二項第三号	健康保險法第六十三條第 二項第四号	健康保險法第六十三條第 二項第四号	健康保險法第六十三條第 二項第四号

第二十四條の表中第五條の二第二項の項、第五條の二第二項の項及び第五條の四第一項の項を削る。

(保險業局及び保險業劑師療養担当規則の一部改正)
第十五條 保險業局及び保險業劑師療養担当規則(昭和三十三年厚生省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中、「第八十五條第二項」を削り、「支給される額」の下に「同條第二項第一号に規定する額に限る。」を加え、同條第二項中「法第六十三條第二項」を「法第六十三條第二項第三号に規定する評価療養又は同項第四号」に改める。

第十一條の表中第四條第一項の項及び第四條第二項の項を次のように改める。

第四條第一 第七十四條	第七十四條第一項各号に 掲げる場合の区分に応 じ、同項各号に定める割 合を乗じて得た額	第七十四條第一項各号に 掲げる場合の区分に応 じ、同項各号に定める割 合を乗じて得た額	法第八十六條	第七十六條第二項又は第 八十六條第二項第一号	第七十六條第二項又は第 八十六條第二項第一号
第二百四十九條において準 用する法第七十四條	第二百四十九條において準 用する法第八十六條	第二百四十九條において準 用する法第七十四條第一 項各号に掲げる場合の区 分に応じ、同項各号に定 める割合を乗じて得た額	法第八十六條	第七十六條第二項又は第 八十六條第二項第一号	第七十六條第二項又は第 八十六條第二項第一号
第二十八條ノ三	第二十八條ノ三第一項各 号に掲げる区分に応じ、 同項各号に定める割合を 乗じて得た額又は法第二 十九條第三項の規定に基 づく算定費用額から控除 される金額	第二十八條ノ三第一項各 号に掲げる区分に応じ、 同項各号に定める割合を 乗じて得た額又は法第二 十九條第三項の規定に基 づく算定費用額から控除 される金額	法第二十九條	第二十八條ノ四第二項又 は第二十九條第二項第一 号	第二十八條ノ四第二項又 は第二十九條第二項第一 号

第四條第二 百十條第三項	第八十六條第二項又は第 百十條第三項	法第六十三條第二項第三 号	同項第四号	第八十六條第二項又は第 百十條第三項
同條第二項第一号に規定 する額	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号
法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号	法第六十三條第二項第三 号

(社會保險勞務士法施行規則の一部改正)

第十六條 社會保險勞務士法施行規則(昭和四十三年勞働省令第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四十六号中「第八十六條第十二項及び第十三項並びに」を「第八十五條の二第五項、第八十六條第四項及び」に改め、同表第四十七号中「並びに第二十九條第八項及び第九項」を「第二十八條ノ八第四項及び第二十九條第四項」に改め、同表第四十九号中「第五十三條第七項及び第八項並びに」を「第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第四項並びに」に改め、同表第五十四号中「並びに第三十一條の三第九項及び第十項」を「第三十一條の二の二第七項及び第三十一條の三第六項」に、「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部改正)

第十七條 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和五十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「特定承認保險医療機関」を削り、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に、「及び特定療養費」を「入院時生活療養費及び保険外併用療養費」に改める。

様式第一(一)中「8割」を「7割」に、「8割」を「7割」に、「食事療養」を「食事療養・生活療養」に改める。
様式第一(二)及び様式第一(三)中「8割」を「7割」に、「8割」を「7割」に改める。
様式第二(一)を次のように改める。

様式第二(一)(第二条関係)

○ 診療報酬明細書 (医科入院)

都道府 医療機関コード 県番号

1	1 社・国	3 老人	1 単独	1 本入	7 高入9
2	2 公費	4 退職	2 2 併	3 3 入	
3	3 併		3 3 併	5 家入	9 高入7

平成 年 月 分

市町村				老人医療 の受給者 番号					
番号				公費負担 番号①					
公費負担 番号②				公費負担 医療の受 給者番号①					
				公費負担 医療の受 給者番号②					

保険者 番号								給付 割合	10 9 8
									7 ()

被保険者証・被保険者
手帳等の記号・番号

区分	精神	結核	療養	特記事項
氏名				保険医 療機関 の所在 地及び 名称
職務上の事由	1 職務上	2 下船後3月以内	3 通勤災害	

傷病名	(1)	診療開始日	(1)	年	月	日	転	治	ゆ	死	亡	中	止	診療 公費① 公費②	日
	(2)		(2)	年	月	日									日
	(3)		(3)	年	月	日									日

11	初診	時間外・休日・深夜	回	点	公費分点数
13	医学管理				
14	在宅				
20	21 内服	服	単位		
20	22 屯服	服用	単位		
20	23 外用	用	単位		
20	24 調剤	剤	日		
20	26 麻薬	毒	日		
20	27 調剤	毒	日		
30	31 皮下	筋肉内	回		
30	32 静脈	内	回		
30	33 その他	の	回		
40	処置		回		
50	麻酔	剤	回		
60	検査	剤	回		
70	画像	剤	回		
80	その他	剤	回		
90	入院年月日	年	月	日	点
入院	病	診	90 入院基本料・加算	×	日間
			×	日間	
			×	日間	
			×	日間	
			×	日間	
92 特定入院料・その他					

※高額療養費	円	※公費負担点数	点
97 基準	円× 回	※公費負担点数	点
食事	円× 回	基準(生)	円× 回
生活	円× 日	特別(生)	円× 回
環境	円× 日	減・免・猶・I・II・3月超	

請求点	※決	定	点	負担金額	円
請求点	※決	定	点	負担金額	円
請求点	※決	定	点	負担金額	円

備考 1. この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。
2. ※印の欄は、記入しないこと。

様式第二「(二)及び様式第三中「0高外8」を「0高外7」に改める。
 様式第四中「8割」を「7割」に、「8割」を「7割」に改める。
 様式第五中「0高外8」を「0高外7」に改める。
 様式第六中「8割」を「7割」に、「食事療養」を「食事療養・生活療養」に改める。
 様式第七中「8割」を「7割」に、「食事療養」を「食事療養・生活療養」に改める。
 様式第八中「8割」を「7割」に改める。
 様式第九中「9高入8」を「9高入7」に改める。
 (老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部改正)
 第十八条 老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令(平成四年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。
 様式第一中「8割」を「7割」に、「8割」を「7割」に改める。
 様式第二中「8割」を「7割」に改める。
 様式第三中「0高外8」を「0高外7」に改める。

(地方社会保険医療協議会の運営に関する基準の一部改正)
 第十九条 地方社会保険医療協議会の運営に関する基準(平成十二年厚生省令第五十一号)の一部を次のように改正する。
 第六条中「若しくは保険薬局の指定又は特定承認保険医療機関の承認」を「又は保険薬局の指定」に改め、同条第一号中「又は特定承認保険医療機関の承認」及び「又は承認」を削り、同条第二号中「(同法第八十六条第三項において準用する場合を含む。)」及び「又は承認」を削り、同条第三号中「(同法第八十六条第三項において特定承認保険医療機関の承認又は承認の変更について準用する場合を含む。)」を削る。

(独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)
 第二十条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次のように改正する。
 附則第四条第一号(4)中「額及び」を「額」に改め、「同項の費用の額」の下に「及び同法第八十五条の二第二項に規定する基準により算定された同項の費用の額」を加える。
 (厚生労働省組織規則の一部改正)
 第二十一条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。
 第六十八条第六項第二号及び第七項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改める。

第七十条第六項第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改め、同条第四項中「特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。
 第七百七条第八十六号、第七百七十六号第一号及び第七百七十八号第一号中「特定療養費」を「入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費」に改める。
 第八百五十二条第一項第六号中「特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。
 第八百五十九条第一項第七号中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

第八百六十条第二号中「特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。
 第八百六十八条第十三号中「特定承認保険医療機関」を削り、「特定療養費」を「入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費」に改める。
 第八百七十五条第二項中「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改める。

(施行期日)
 第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 第二条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険標準負担額減額認定証、健康保険特別療養証明書、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、健康保険被保険者受給資格者証及び健康保険被保険者特別療養費受給票は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。
 第三条 第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 (保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
 第四条 この省令の施行の日「施行日」という。以降において、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険薬剤師の登録に関する省令第一条の指定を受けようとする病院若しくは診療所又は薬局が、施行日前に当該申請に係る指定申請書を提出しているときは、健康保険法第六十五条第三項第一号、第三号又は第四号の規定に該当しない旨を記載した書面を別に提出しなればならない。
 (老人保健法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 第五条 第三条の規定による改正前の老人保健法施行規則の様式による老人保健特定疾病療養受療証は、当分の間、同条の規定による改正後の老人保健法施行規則の様式によるものとみなす。
 2 第三条の規定による改正前の老人保健法施行規則の様式による老人保健検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 (国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 第六条 第六条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険特定疾病療養受療証(七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受ける療養に係る国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第二十九条の二第五項に規定する厚生労働大臣の定める疾病に係るもの又は健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二条第六項第二号に規定する厚生労働大臣が定める疾病にかかるものに限る。)、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。
 2 第六条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による国民健康保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
 (国民健康保険の調整交付金の交付額に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
 第七条 第七条の規定による改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額に関する省令(以下「新調交省令」という。)の規定は、平成十八年度分の調整交付金から適用する。ただし、同年度の九月三十日以前の期間に係る新調交省令第四条、第六条及び別表第一の規定による費用の額の算定並びに同年度における調整対象収入額の算定については、なお従前の例による。
 (国民健康保険の事務費負担金等の交付額等に関する省令の一部改正に伴う経過措置)
 第八条 第八条の規定による改正後の国民健康保険の事務費負担金等の交付額等に関する省令(以下「新事務費省令」という。)の規定は、平成十八年度分の療養給付費等負担金、療養給付費等補助金、組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金から適用する。ただし、平成十八年度の九月三十日以前の期間に係る新事務費省令第五条の二から第六条まで、第九条の二から第十条まで、第十四条、別表第二及び別表第三の規定による費用の額の算定については、なお従前の例による。
 (船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)
 第九条 第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証、船員保険標準負担額減額認定証、船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。
 2 第九条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険検査証は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する令和18年度の1期分並びに2期分(補償))

第十條 施行日前に行われた療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する令和18年度の1期分並びに2期分(補償)の例によるもの。

第二項 この命令の施行の際現にある第十七條の規定による期分(補償)の繰上りによる期分(補償)の繰上りによるもの。

第三項 これを取り纏めて使用するものがある。

(老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する令和18年度の1期分並びに2期分(補償))

第十一條 施行日前に行われた指定老人訪問看護及び指定訪問看護に関する費用の請求に関する令和18年度の1期分並びに2期分(補償)の例によるもの。

第十二條 令和18年度の施行の際現にある第十八條の規定による期分(補償)の繰上りによる期分(補償)の繰上りによるもの。

公 告

建設業の許可の取消処分公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

中国地方整備局長 甲村 謙友

- 1 処分をした年月日 平成18年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 ナイカイ建設株式会社 久山 方士 岡山市浦安本町63番地の5
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 平成18年7月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する決定の送達を受けた

日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

中国地方整備局長 甲村 謙友

- 1 処分をした年月日 平成18年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 相互建設株式会社 高山 尚明 岡山県津山市小原127番地
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(管工事業に関する一般建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 平成18年6月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合

においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

中国地方整備局長 甲村 謙友

- 1 処分をした年月日 平成18年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 株式会社エヌ・ティ・エー ヤーケーティン グラフ 中国岡山 藤田 康豊 岡山市中山下2丁目1番9号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(電気通信工事業に関する特定建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 平成18年7月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

中国地方整備局長 甲村 謙友

- 1 処分をした年月日 平成18年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 宇都テクノエンジニア株式会社 金重 和義 山口県宇部市大字小串字沖の山1980番地 国土交通大臣許可(特-17)第14748号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(舗装工事業、しゅんせつ工事業に関する特定建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 平成18年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月8日

中国地方整備局長 甲村 謙友

- 1 処分をした年月日 平成18年8月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 宇都興産株式会社 田村 浩章 山口県宇部市大字小串1978-1番地 国土交通大臣許可(特-17)第3349号
- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(舗装工事業、しゅんせつ工事業に関する特定建設業の許可)
- 4 処分の原因となった事実 平成18年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
- 5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求することができる(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)。また、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところにより、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この通知又は決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)

第一 生活療養

1 入院時生活療養(1)

(1) 健康保険法第六十三條第二項第二号イ及び老人保健法第十七條第二項第二号イに掲げる療養(以下「食事」の提供たる療養」という。)(1食につき) 554円

(2) 健康保険法第六十三條第二項第二号ロ及び老人保健法第十七條第二項第二号ロに掲げる療養(以下「温度、照明及び給水」に関する適切な療養環境の形成たる療養」という。)(1日につき) 398円

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出て当該基準による生活療養を行う医療機関に入院している患者について、当該生活療養を行ったときに、(1)に掲げる療養については1日につき3食を限度として算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める特別食を提供したときは、(1)に掲げる療養について、1食につき76円を、1日につき3食を限度として加算する。

3 当該患者(療養病棟に入院する患者を除く。)について、食堂における(1)に掲げる療養を行ったときは、1日につき50円を加算する。

2 入院時生活療養(II)

(1) 食事の提供たる療養(1食につき) 420円

(2) 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成たる療養(1日につき) 398円

注 入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している患者については、生活療養を行ったときに、(1)に掲げる療養については1日につき3食を限度として算定する。

○厚生労働省告示第四百八十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五條第二項及び第八十五條の二第二項(これらの規定を同法第四十九條において準用する場合を含む。)の規定に基づき、健康保険の食事療養に係る標準負担額(平成十八年厚生省告示第二四三三号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた食事療養に係る標準負担額については、なお従前の例による。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額

本文中「に係る」を削り、「の標準負担額」を「の食事療養標準負担額」に改め、本文を第一号とし、同号の表中「又は第二号に定める者」を「若しくは第二号又は第六十二條の三第一号に定める者」に改め、同表の次に次の一号を加える。

二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

第二号に次の表を加える。

区	分	額
規則第六十二條の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)以下この項において「基準」という。の入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百六十円との合計額
	基準の入院時生活療養(II)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額

規則第六十二條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号に該当するもの	規則第六十二條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの	規則第六十二條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの	規則第六十二條の三第三号に該当する者であつて、同条第二号に該当するもの
一日につき三百二十円と一食につき二百十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額	一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額

○厚生労働省告示第四百八十七号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第三十一條の二第二項及び第三十一條の二の二第二項の規定に基づき、老人保健の食事療養に係る標準負担額(平成十八年厚生省告示第二四四号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた食事療養に係る標準負担額については、なお従前の例による。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

題名を次のように改める。

老人保健の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額

本文中「に係る」を削り、「の標準負担額」を「の食事療養標準負担額」に改め、本文を第一号とし、同号の表中「第二十三條に定める者」を「第二十三條各号に該当する者」に改め、「規則第二十三條第一号」の下に「又は第二十六條の三第一号」を加え、同表の次に次の一号を加える。

二 老人保健の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

第二号に次の表を加える。

区	分	額
規則第二十六條の三各号に該当する者以外の者	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十九号)以下この項において「基準」という。の入院時生活療養(I)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百六十円との合計額
	基準の入院時生活療養(II)を算定する保険医療機関に入院している者	一日につき三百二十円と一食につき四百二十円との合計額

規則第二十六條の三第三号に該当する者以外のものであつて、同条第一号に該当するもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者以外のものであつて、同条第二号に該当する者のうち、老人保健法施行令(昭和五十八年政令第二百九十三号、以下「令」という)第十四條第六項に該当する者以外のも

規則第二十六條の三第三号に該当する者以外のものであつて、同条第二号に該当する者のうち、令第十四條第六項に該当するもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当しないもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの

規則第二十六條の三第三号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するもの

Table with 4 columns: 一日につき三百二十円と一食につき二百十円との合計額, 一日につき三百二十円と一食につき二百十円との合計額, 一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額, 一日につき二百円と一食につき二百十円との合計額

厚生労働省告示第四百八十八号

健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第六十二條の三第三号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

- 一 診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表第一「医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という)第一号第一節入院基本料区分A101の2のイに掲げる入院基本料A、同口に掲げる入院基本料B及び同八に掲げる入院基本料Cを算定する患者
二 医科点数表第一号第一節入院基本料区分A109の2のイに掲げる入院基本料A、同口に掲げる入院基本料B及び同八に掲げる入院基本料Cを算定する患者
三 医科点数表第一号第二節特定入院料区分A308に掲げる回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者
四 医科点数表第一号第三節特定入院料区分A316の1に掲げる診療所老人医療管理料を算定する患者
五 医科点数表第一号第四節短期滞在手術基本料区分A400の2に掲げる短期滞在手術基本料2を算定する患者

厚生労働省告示第四百八十九号

健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二條第六項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める疾病を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

- 一 健康保険法施行令第四十二條第六項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める疾病
二 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群(HIV感染を含む) 厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。

厚生労働省告示第四百九十号

社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)第十六條第一項及び国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十五條第六項の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金法第十六條第一項及び国民健康保険法第四十五條第六項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書(昭和五十九年厚生省告示第七十二号)の一部を次のように改正し、平成十八年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた診療に係る診療報酬請求書については、なお従前の例による。

平成十八年九月八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

農林水産省告示第二百三十六号

漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三十七号)第六條第六項の規定に基づき、昭和二十六年六月二十九日農林省告示第二百四十三号(漁港指定)及び昭和三十八年二月十四日農林省告示第五百五十号(漁港を指定する件)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月八日

農林水産大臣 中川 昭一

一 昭和二十六年六月二十九日農林省告示第二百四十三号(漁港指定)の一部を次のように改正する。北海道の部宇登呂の項漁港の名称の欄中「宇登呂」を「ウトロ」に改め、同項漁港の区域の欄を次のように改める。(ウトロ地区)

(ウトロ地区)

次のア点からコ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

水域の欄に規定するエ点からコ点までを順次結んだ線、同欄に規定するコ点、ア点及びイ点を結んだ線並びに水際線により囲まれた地域並びに水域内の島しよ

- ア点 北緯四十四度〇三分五十七秒四三六四 東経百四十四度五十九分十二秒七六五二
イ点 北緯四十四度〇四分〇二秒〇八六七 東経百四十四度五十九分〇七秒八九四九
ウ点 北緯四十四度〇四分十五秒八四九九 東経百四十四度五十八分四十四秒七一九〇
エ点 北緯四十四度〇四分三十九秒一六五三 東経百四十四度五十九分三十三秒八七〇一
オ点 北緯四十四度〇四分二十八秒六八五九 東経百四十四度五十九分五十八秒七七一六
カ点 北緯四十四度〇四分二十四秒五六六一 東経百四十四度五十九分五十七秒五五四七
キ点 北緯四十四度〇四分十九秒三五一一 東経百四十四度五十九分四十九秒三七二九
ク点 北緯四十四度〇四分十七秒一四二二九 東経百四十四度五十九分四十四秒二〇八九
ケ点 北緯四十四度〇四分十一秒八七四五 東経百四十四度五十九分三十九秒六九五六
コ点 北緯四十四度〇四分〇三秒〇〇一一 東経百四十四度五十九分二十九秒五四四五

保発第0908004号
平成18年9月8日

各都道府県知事 宛

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第286号。以下「令」という。）が平成18年8月30日に公布されたところであるが、あわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号。以下「規則」という。）が本日公布され、平成18年10月1日から施行されるとともに、「健康保険の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第486号。以下「改正健保告示」という。）、「老人保健の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第487号。以下「改正老健告示」という。）及び「健康保険法施行規則第62条の3第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件」（平成18年厚生労働省告示第488号。以下「新告示」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正及び制定の趣旨並びに内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村及び国民健康保険組合の周知方について御配慮願いたい。

記

(以下略)

保発第0908005号
平成18年9月8日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第286号。以下「令」という。）が平成18年8月30日に公布されたところであるが、あわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号。以下「規則」という。）が本日公布され、平成18年10月1日から施行されるとともに、「健康保険の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第486号。以下「改正健保告示」という。）、「老人保健の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第487号。以下「改正老健告示」という。）及び「健康保険法施行規則第62条の3第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件」（平成18年厚生労働省告示第488号。以下「新告示」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正及び制定の趣旨並びに内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

（以下略）

保発第0908006号
平成18年9月8日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「法」という。）が平成18年6月21日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、また、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成18年政令第286号。以下「令」という。）が平成18年8月30日に公布されたところであるが、あわせて健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第157号。以下「規則」という。）が本日公布され、平成18年10月1日から施行されるとともに、「健康保険の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第486号。以下「改正健保告示」という。）、「老人保健の食事療養に係る標準負担額を定める件の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第487号。以下「改正老健告示」という。）及び「健康保険法施行規則第62条の3第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を定める件」（平成18年厚生労働省告示第488号。以下「新告示」という。）が公布され、同日から適用されることとされたところである。

これらの改正及び制定の趣旨並びに内容は下記のとおりであるので、その運用に当たっては十分に留意の上、被保険者等への周知を図る等遺憾なきを期されたい。

記

(以下略)